

令和7年度森林環境税活用事業評価(中間)に対する対応・検討状況

事業名		事業評価シートにおける委員意見	事業担当課の対応・検討状況
1	山の学習支援事業 (林業環境政策課)	①木育指導員養成事業については、講座修了者の役割や目的を明確化する必要がある。 ②親世代が山野に親しんだ経験に乏しい層へと移行しており、これまで家庭環境で補われてきた「森林内での過ごし方(斜面の歩き方、生息動植物の知識や活用方法など)」や、「野外での怪我に対する応急処置」も、「山の学習」に含める必要が生じている。状況の変化に応じた指導者の育成・支援について考慮いただきたい。 ③木育指導員養成事業について、終了する森林活用指導者養成講座の内容を引き継ぎ、自然体験に関わる指導者養成事業を一本化することが望ましい。また、子どもの学びの多様なニーズ(森林学習・環境整備等)に応えられる専門家を養成すべき。指導員が専門性を形成していくための知識や技能を体系立てたカリキュラムの編成も必要。 ④山の一日先生派遣事業について、木工や自然物を使った工作に加え、子どもたちの多様な体験を支え、その学びに対応する山の一日先生の募集が必要。 ⑤木育指導員が自立して活用できるよう、養成講座修了後に修了者が行う実践的なスキルを身に付けるための活動費(人件費)について、事業予算に計上してはどうか。	①本県では、木育の定義を「県民の生活に必要な物資としての木の良さとその利用の意義を学ぶ活動」(高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例第19条3項)と定め、養成講座は、この「木育」を県内の子どもから大人までを対象に普及指導する地域の実践者として活躍できるように育成することを狙いとしている。 ②、③、④対応について、高知県森と緑の会と検討していきたい。 ⑤養成講座の基礎講座修了者を対象に行う「現場研修」は、現状、「山の一日先生派遣事業」の中に組み込んで実施しており、現場研修に参加する修了者には同事業から謝金や旅費といった形で活動費が支払われている。
2	森林環境学習等 推進事業委託料 (林業環境政策課)	①共働きの増加や定年延長などの働き方の変化により、潜在的なボランティア活動者が減少しており、従来の自主活動支援だけではボランティアの減少が懸念される。潜在的なボランティア活動者の条件に配慮した支援の見直しや、ボランティア以外の活動者の検討が必要となる。 ②新規参入団体の増加や県民のボランティア参加者の増加が今後の重要な焦点となる。	①ご指摘の点について、高知県森と緑の会と課題を共有し、同会と連携して既存のボランティア団体のニーズを深掘りしながら、支援の在り方を研究していきたい。 ②ご指摘の点について、本事業を承継する「こうち山の日推進事業」でしっかりと対応していく。
3	環境学習推進事業 (生涯学習課)	①これまでの養成講座を通じて意欲的な人材が掘り起こされた一方、受講者が自立して活動するには、以下のハードルがある。 ・活動拠点の不足と、拠点所有者との連携・許可の取得 ・経験不足による具体的な活動計画・イメージの欠如 ・自然体験イベント開催のノウハウ不足 ・活動立ち上げに費やす時間の不足 ・活動が収入に結びつかないという経済的課題 これらの課題は「木育指導員」の自立にも共通する問題であるが、このハードルの解決策として、森林を活用するモデル施設の選定を提案する。カリキュラムの融通が利く「小規模校」や「保育現場」を選定先として検討してはどうか。 ②研修修了者への継続的な支援が必要。	①、②本事業は令和7年度をもって終了するが、既存の人材が活動の場を拡充できるよう、情報提供を中心に支援を進めていく。また、関係部局等と連携し、活動の支援に努める。
4	高校生森林環境理解事業 (高等学校課)	①高校生SDGsフォーラムでの活動紹介は、普及・発信の面で評価できる。発表の際は、森林環境税の活用事業であることが分かるようにしていただきたい。高校生にとって、税の活用を意識するきっかけになる。 ②生徒にどのような学びがあったのかという質的な評価があると良い。また、各学校同士で取組内容の発表や意見交換を行う機会があれば、生徒の刺激となり良いと思う。 ・学校林等の活用の中で、防災対策として避難所となる近郊の山の整備(路網整備)や木材利用(薪作り、簡易キャンプサイト整備など)、山野草の採取・調理といった取り組みも推奨される。	①令和7年度における「高校生SDGsフォーラム」については、委員様からのご指摘をいただく前にプログラムが確定していたこと、また、今年度は活動紹介の時間を設けず、講演、対話型のグループ協議を主軸として実施した。いただいた「森林環境税の活用を意識するきっかけ作り」というご意見については、次年度以降反映できるよう、資料へ明記するなど周知に努める。 ②質的な評価については、授業のなかで、振り返りやレポート課題などからも実施している。また、各学校同士で取組内容の発表や意見交換を行うことは、生徒にとって大きな刺激となり、各学校の取組の参考となると考えられる。次年度、学校間でICTを活用したオンライン発表や情報交換等が出来ないか計画を進めていきたいと考えている。
5	こうち山の日推進事業 (林業環境政策課)	①地域の森林やその恵みを活かした活動メニューを、県民が森林に親しめる機会の創出という目的だけではなく、観光資源としても活用し、意欲的な団体への支援につなげるという視点で普及することが重要。 ②新しい団体が増えていることに活動の広がりを感じた。さらなる広がりを作っていただきたい。「緑の少年団」については、各少年団の活動把握を進め、それぞれの取り組みに沿った活動の提案などを行ってもらいたい。 ③「こうち山の日」に対する県民の理解と関心は、以前よりも高まっている。今後は、各市町村や教育委員会との情報共有を一層密にし、事業推進へのさらなる理解と協力を求めていく必要がある。また、全国植樹祭を契機に「緑の少年団」の普及啓発に一層注力すべきである。	①本事業の活用事例の中には、地域の観光資源や森林公園をトレイルランのフィールドとして活用するイベントを通して、森林保全活動や普及啓発を行うものがある。これらの活用事例については、高知県森と緑の会のホームページで紹介したり、事業交流会での活動発表を通じたりして情報の共有を図っているところ。今後もこうした情報提供を行って、新たな活動の展開につなげていく。 ②「緑の少年団」については、高知県森と緑の会において小中学校や教育委員会等を鋭意訪問して理解の輪を広げているところであり、R8.2.17現在、新たに13団体が設立し、高知県緑の少年団連合会に加入している。若者が牽引する地域の緑化活動が継続していけるよう、ご指摘を踏まえた対応が図られるよう、高知県森と緑の会と連携して取り組んでいく。 ③好事例の情報共有など、本事業の成果を小中学校や市町村にきちんと伝えることで、県民参加の活動の輪をさらに広げていけるよう、高知県森と緑の会と連携して取り組んでいく。また、令和8年度から開始する全国植樹祭専用ホームページや「全国植樹祭便り」などを通じて、「緑の少年団」活動の理解を促していく。
6	森林・山村多面的機能 発揮対策支援事業 (林業環境政策課)	①地域の森林資源の利活用が、中山間地域における生活利便性の向上に繋がり、自助・共助の活動を促すことで活動者の確保に繋がるということを意識した事業普及が必要である。 ②高齢化による事業縮小の流れは自然体では改善されないので、対策を考える必要がある。	①、②地域の担い手の確保と中山間地域の活性化につなげていくためにも、令和7年度は集落活動センターへ資料を送付するなどして新規団体の掘り起こしに務めたところ。次年度も引き続き集落活動センターへの周知を図るとともに、林業事業体や地域で薪を販売している方などへの周知など、事業活用に向けた普及方法について高知県森と緑の会と検討していく。
7	林業大学校(短期課程) 研修業務等委託料 (森づくり推進課)	①ボランティアの減少に伴い、積極的な受講希望者の減少が見込まれる。安全な活動の基礎となる技術指導は、受け身ではなく、自ら出向く「出前講座」の形がとれる体制を検討していただきたい。 ②一定の需要があるため、継続して取組を進めてもらいたい。参加人数増に向けて、ボランティアはしていないが関心のある層も取り込む方法を検討してはどうか。 ③林業機械メンテナンスについて、定員の5割の受講にとどまっており、状況の分析と新たな対策や具体案が必要。機械の適切なメンテナンス技術は、活動の効率化だけでなく、労働安全衛生活動の順守という観点からも重要で不可欠である。	①令和7年度の最終的な講座全体の受講率は73%となっており、引き続き一定の需要はあると考えている。このため、現時点では、現体制での研修実施を予定しているものの、今後、参加者が大幅に減少した場合は、メニューの再検討など検討していく。 ②現在ボランティア活動に従事していない方など潜在層の掘り起こしに向けて、SNSや県の広報誌など様々な媒体を活用し広報していく。 ③林業機械メンテナンス講座は、受講生からは高評価をいただいているものの、令和7年度の受講率は50%となっている。受講生アンケートでは、講座を知った媒体として、林業大学校と林業労働力確保支援センターのHPをあげた方が約8割となっている。このため、両HPでの広報に加えて、チェーンソー、刈り払い機の受講生へのPRやSNS、県の広報誌の活用など様々な媒体を活用し広報していく。
8	森林環境情報誌 作成等委託料 (林業環境政策課)	①SNS動画の内容が、小学生には難しく、とっつきにくい、視聴者や利用状況の想定が不十分。どういった状況で、どういった視聴者に理解してほしいかを明確化する必要がある。 ②視聴者を増やすのであれば、モニター登録による評価制度の導入や、もくもくエコランドなどでのSNS動画コンテストの実施といった取組での認知度向上の工夫も必要。	①YouTube動画については、誌面では伝えきれない、より掘り下げた内容を視覚的に分かりやすく伝え、多世代へ森林や環境保全等の重要性を伝えることを目的に制作している。令和8年度からは、冊子や動画が学校等の現場での森林環境学習のツールとしてより利用されるよう、編集会議の体制強化に取り組むこととしている。ご意見のあった点については、編集会議でよく議論しながら内容の充実に努めていく。 ②動画の視聴回数の伸び悩みについては課題と捉えている。「誌面」の一層の充実に重点を置きつつ、認知度の向上と動画の視聴回数の増加を図るため、キャラクターをあしらったノベルティグッズを新たに作成して、SNSフォロワー(登録者)に対しイベント等で配布する取組を実施予定。この取組効果を検証しながら、ご提案のあった手法を含め、効果的な認知度向上策を検討していきたい。
9	森林環境学習フェア 開催委託料 (林業環境政策課)	①森林や木材に関する知見に乏しい世代が多くなっていることへの対応として、単なる丸太切り体験に留まらず、子どもと親の両世代への「道具の使い方」のコツの伝授や丸太の成り立ちなどに関連した知識も意識する必要がある。住宅面でも、木材の特性のほかに、メンテナンスの知識・技術も普及する必要がある。 ②開催日数を1日に見直すことを検討するという方針は、財源の適正活用という観点からも良い方策ではないか。参加者数や木材普及推進協会、出展者等の意見を参考に、費用削減と効果の最大化を両立できる実施形態を検討いただきたい。	①令和7年度フェアでは、丸太切り体験のブース(甫喜ヶ峰森林公園)において、正しいのこぎりの使い方のほか、丸太の知識(樹木の名前など)についても参加者にお伝えしたところだが、次年度のフェアでは、ご指摘の内容を出展者とも共有し、工夫していきたい。また、住宅面でのメンテナンスに関する知識・技術の普及について、共催者である木材普及推進協会と協議しながら対応を検討していきたい。 ②開催日数のコスト試算をしたところ、1日に短縮しても大きな費用削減にはならず(削減額約80万円)、この削減額と2日目の開催で得られる来場者数を考慮すると2日間の開催が効果的であること、また、出展者に対して実施したアンケート調査で2日間の開催を求める声が多かったこと(23団体が14団体が2日間開催を希望)から、当面は現行どおり2日間の開催としたい。引き続き、費用対効果を最大限に発揮するフェアの開催に取り組んでいく。

令和7年度森林環境税活用事業評価(中間)に対する対応・検討状況

事業名		事業評価シートにおける委員意見	事業担当課の対応・検討状況
10	座談会等開催委託料 (林業環境政策課)	①座談会事業では、意見交換に加えて、例えば事業参加など、参加者に開催テーマに沿った経験をしてくてもらふことも重要。また、座談会と並行して、森林環境税活用事業のモニター制度などがあれば内容の充実が可能。 ②学校での開催など、ターゲットを絞った方法は、集客が容易で、意見の吟味もしやすく有効である。アンケート調査で明らかとなった、学校と保育現場における自然体験活動を導入する際の課題(安全面の確保)を深く掘り下げするための座談会を開催するのが望ましい。 ③県民の意見、座談会や委員会での意見を大事にし、県民の意向に沿った事業を行うべき。	①令和6、7年度に実施した、高校生などターゲットを絞った形式での座談会を開催する際には、ご提案のあった体験とセットで開催する手法を検討したい。また、モニター制度については、現在も森林環境税事業の活用団体に対してニーズなどの声をお聞きしながら、事業の充実に取り組んでいる。 ②ご提案のあった座談会については、令和9年度以降に座談会を開催する場合、テーマの一つとして取り上げることを検討したい。 ③県民の意向に沿った事業が実施できるよう、座談会や基金運営委員会でいただいた意見の反映に努めていく。
11	緑化促進事業 (林業環境政策課)	①事業の積極的な広報・アピールにも努めてほしい。将来的には、幼稚園・保育所・小学校で一定期間、郷土樹種の苗木を育て、公共的施設等へ植栽する方法を検討してほしい。これにより、かつて育てた苗木が植えられている施設への愛着の形成に繋がることが期待される。県民が関わることでできる仕組みの検討を。 ②緑化の後のメンテナンスについてのフォローアップも必要。樹木医や庭師による木育の機会にもつなげてはどうか。 ③幼稚園や保育所、学校に植樹する場合、教育環境に大きな変化を及ぼす可能性があるので、メリットとデメリットがわかる資料があると良い。	①令和8年度からは、事業の目的や補助内容を分かりやすく紹介する広報チラシを新たに作成し、補助要綱と併せて関係機関へ周知することで事業活用の裾野を広げていく。また、県では、令和10年度開催の「全国植樹祭」に向け、今年度より県民参加による苗木育成事業を本事業とは別に展開中。この取組は、幼稚園・保育所・小学校等での苗木の育成体験を提供し、育成した苗木は、全国植樹祭や関連する記念行事で使用することを計画するもので、ご意見のような効果が期待できると考えている。 ②緑化後のメンテナンスについて、事業完了後の維持管理に係る経費は補助対象外となるものの、あらかじめ補助事業者に維持・管理計画の策定を求めているところ。ご提案のあった樹木医や庭師によるフォローアップは木育の観点で有益と考えられることから、補助事業者に対して活用を促していきたい。 ③令和8年度に作成する広報チラシへの記載について、検討をしていく。
12	県立南喜ヶ峰森林公園 展示林整備工事 (林業環境政策課)	①森林環境学習のフィールドとしての整備であるため、具体的な利用案の提示をセットとすることが望ましい。どのように活用されるかを想定した整備エリアであるかが利用者に伝わることで、整備効果がより発揮される。	①整備の中で、施業方法を分けて間伐を行うエリア(列状間伐、定性間伐)や、間伐エリアの隣接地に無間伐地を設置する予定。施業方法の違いや、手入れをしないと山がどうなるのかを、来園者に直に見て学んでもらうことを想定している。具体的なアピール方法等は、公園の指定管理者と協議・調整していく。
13	全国植樹祭実行委員会 負担金 (林業環境政策課)	①預ける苗木数を調整するなどして、より多くの学校が育成に関われるようにしていただきたい。 ②苗木のスクールステイは木育の契機となるので、苗木生産業者や樹木医などによる訪問支援も検討いただきたい。	①苗木のスクールステイについては、令和7年度はどんぐりからの育成、令和8年度は苗木を配布して育成する内容とし、両年度で重複しない合計60団体を募集して実施する予定としており、多くの学校に参加いただけるよう広く呼びかけていく。また、令和9年度には、苗木のスクールステイで育成した苗木によるブレ植樹行事を県内6地域で開催することを予定しており、地域住民の参加等、より多くの県民が全国植樹祭に関わるよう取り組んでいく。 ②苗木のスクールステイ活動において、苗木の配布後は、各地域を管轄する林業(振興)事務所を育成の問い合わせ窓口としており、事務所の担当職員の中には樹木医も含まれている。また、苗木の病気等の問い合わせについては、林業(振興)事務所を通して森林技術センターの樹木医職員による確認や、必要に応じて訪問等を行うほか、苗木生産業者からもアドバイス等をいただくこととしている。
14	高知の森と水・流域合同フォーラム開催業務委託料 (自然共生課)	①高校生など若い世代の参加を促すのであれば、高校生SDGsフォーラムのように、若者層の活動の発表の場を用意し、参加者から関係者に変化させることが望ましい。若い世代の取組に光を当てることが将来の地域活動の担い手を育てることに繋がる。 ②森林保全の必要性を広く理解してもらうため、参加者増加に向けた周知に力を入れてほしい。	①今回のフォーラムでも、「ジнде池生物研究所」や「鏡川水生生物研究会」といった、高校生や大学生を中心とした団体に発表者として参加いただいたほか、運営側として高校生ボランティアに参画をいただいている。また、高校生SDGsフォーラムにおいて、チラシの配布と案内を行い、フォーラムへの参加及びポスター出展の呼びかけを行った。令和8年度も、若い世代の参画が得られるよう、関係者と協議していく。 ②参加者増加に向け、様々な広報の手段を活用して周知を行う。
15	木の香るまちづくり 推進事業 (木材産業振興課)	①点の取り組みでの伸びが期待できないのであれば、線・面での取り組みを想定してみる視点も必要。よさこい祭りの会場など、PR効果が高く、観光資源としても意義のある景観・内装整備などについて、商工会・関係自治体が一体となったプロジェクトを採用する形などを検討してはどうか。 ②本事業には期待している。大きな成果が出ていると言いにくい現状だが、様々な支援の形を検討いただきたい。木製品の製造側への支援に加え、導入先の開拓や周知・広報の強化についても検討の余地がある。 ③木製品は価格が高いため、補助があっても他の製品の価格に追いついていないのが現状である。木製品に付加価値をつける工夫として、例えば学校の椅子をキットで納入し、生徒が仕上げる取り組みなどで木材の重要性を伝える方法が考えられる。	①令和7年度の事業PRについては、事業案内の紙面を高知商工会議所会報、高知県中小企業団体中央会情報誌、森林環境情報誌「もりりん」に掲載し、事業者への幅広い周知を図った。加えて、各種団体の総会や会合等で事業説明を行い、各種イベントや改築・改装等で広く活用していただけるよう広報活動を展開している。 ②当事業は木製品の導入経費に対する支援を行っているため、製造側への支援は補助対象としていないが、補助対象となる導入場所や事業者の活用方法等については幅広く設定しており、新たな案件の掘り起こしに向けてPRを強化し実施中。(介護・福祉関連事業者、スーパー、カーディーラー、銀行等) ③学生が利用する施設(公立学校を除く)において、学生が木に触れ、木に親しむことができる機会を創出することは重要であると考えており、ご意見いただいた活用方法についてもPRしていく。
16ー1	指定管理鳥獣捕獲等 事業委託料 (中山間地域対策課)	①費用対効果や国有林における実施体制、森林管理署への対応等については疑問を感じる。特に事業評価シートにおいては、事務手続きの説明にとどまっており、具体的な事業計画や実施内容の詳細が不十分であるため、記載内容の再考を求めたい。事業目的そのものの必要性は理解しており、事業継続を望む。	①ニホンジカの捕獲は、主に市町村による農林水産業への被害を防止するための有害鳥獣捕獲許可による捕獲と、狩猟期の捕獲で進められている。一方、奥山の自然植生地に国や県が指定している鳥獣保護区では、狩猟による捕獲が禁止されており、上記による捕獲が実施されていない。県は指定した保護区の保全を行うことが必要となっているため、ニホンジカが増加している保護区において、個体数調整のための捕獲を本事業で実施している。 現地への移動に時間を要する奥山でのわなによる捕獲であるため、見回りに係る経費が大きくなり、通常の有害鳥獣捕獲と比較して割高になる傾向がある。このことも、高標高域の鳥獣保護区での捕獲が困難である要因となっている。そのため、捕獲通知システム等のICT機器の活用等を進め、コスト軽減に努めている。 事業評価シートについては、事業目的や内容をご理解いただけるように修正する。
16ー2	指定管理鳥獣捕獲等事業計画策定調査委託料 (中山間地域対策課)	①ニホンジカに加え、地域によってはツキノワグマの調査も実施していただきたい。野生動物との共生社会の在り方を考える上で、活動エリア、密度の把握、当該エリアの堅果類の作況状況の把握なども重要となるため、そういった取組との連動も意識していただきたい。 ②気候変動や里山放置等で鳥獣が人里に下りることで被害が拡大しており、シカによる被害も多いので、積極的に推進してもらいたい。	①四国でのツキノワグマは、高知県と徳島県にまたがる剣山地を中心とした地域に限定して生息している。四国森林管理局等が行った令和6年度の生息調査では、26頭の個体の生息が確認されるのみとなっており、環境省レッドリスト(2020)に「絶滅のおそれのある地域個体群」として記載されている。県自然共生課でも、高知県希少野生動植物保護条例に基づき、平成19年度に高知県指定希少動植物に指定し保護を進めているが、地域個体群の維持が可能な頭数までの回復は確認されておらず、生息密度は依然として低い状況となっている。 ②このため、本州の各地域のような、人里への出没や農林業等への被害も近年は確認されておらず、今すぐに具体的な被害対策が必要な状況ではないが、今後、保護により生息数が徐々に回復し行動域が拡大するにつれて、人里への出没等が問題となってくと考えられるため、生息状況の変化に応じて対策を実施できるように、関係部署や機関と連携し情報収集を行っていききたいと考えている。
16ー4	シカ個体数調査委託料 (中山間地域対策課)	①特定管理計画に必要な生息状況を正確に把握し、地域ごとの目標に応じた効果的な捕獲の推進をお願いする。また、過去にも生息調査を行っているので、調査結果を比較するなどして公表してもらいたい。	①これまでの調査結果や、個体数推計の結果を基に、令和8年度に環境審議会で審議を行い、第6次特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画を策定する予定。その中で今後の地域ごとの目標等についても協議を行う。また、合わせて経年変化を含む生息状況調査等の結果についても公表する予定。
17	希少野生植物食害 対策事業 (自然共生課)	①保護エリアは拡大することはあっても縮小はしないため、管理コストを効率化することが重要。 ②当初見込んだよりも防護柵の設置箇所数が少ない状況にあるとの報告があり、希少植物の保護という緊急性を鑑みると、食害被害のモニタリングデータ数の減少が懸念される。次年度に複数箇所での設置により挽回を図る計画などを検討してはどうか。 ③希少野生植物保護のために有効な手段として評価できる。防護柵設置周辺での捕獲をセットで実施すべきと考える。	①コストの効率化に向け、モニタリングサイクルの見直しや対象除外の判断も含め検討する。 ②令和8年度から防護柵設置に比重を置き、業務バランスを調整していく予定。 ③防護柵設置箇所の中には険しい箇所もあり、また、捕獲者側の事情も考慮する必要があるが、関係部署と情報共有のうえ、検討する。